

各 位

浪江町産業振興課商工労働係

令和7年度浪江町ブランド・イメージ回復支援事業のご案内について

平素より、町行政に対し多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、令和 7 年 5 月 1 日付で要綱の改正がありましたのでご案内いたします。つきましては、別添資料をご確認いただき、事業計画等にご活用ください。また、本事業につきましては、国の第二期「復興・創成期間」が令和7年度末で終了することから、町の補助金も今後見直しをする見込みですのでご承知おきください。

なお、申請にあたっては、例年不備が多い事項について改めてご確認ください、ご活用いただきますようお願いいたします。

主な改正内容

- ・住所地要件を見直し
- ・町外でのイベント等に、本人が直接出展したものに限る
- ・様式の見直し
- ・交付決定前の事業着手を見直し
- ・概算払の見直し

交付申請時

- ・補助金対象事業着手前に交付申請を行う必要があります
- ・催事の内容がわかる資料の添付をお願いします
- ・補助対象経費、補助金額欄は不明な場合は提出時にお問い合わせください（R6年度より、補助金額は補助対象経費の2分の1となっています）

実績報告時

- ・事業終了後14日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です
- ・領収書だけでは内訳や明細がわからないときは、請求書や契約書など追加書類の提出をお願いします

浪江町ホームページ

URL: <http://www.town.namie.fukushima.jp/>



ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。



【担当】 浪江町役場
産業振興課 商工労働係 岡部・佐藤
電話 0240-34-0247 ※8:30～17:30
メール namie15010@town.namie.lg.jp

事業内容のご案内

浪江町では、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、浪江町民が被ったブランド・イメージの低下等による損害を回復し、農産物、食品加工品、その他特産品等の風評被害払拭に資する事業に対し補助金を交付しています。

補助対象者

浪江ブランド品の風評被害払拭に資する事業を実施する浪江町の事業者で、以下の**すべて**に該当する者が対象となります。

- (1) 平成23年3月11日時点又は申請日時点で浪江町に住所を有すること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項及び浪江町暴力団排除条例（平成26年条例第1号）第2条に規定する暴力団をいう。）が関与する団体又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が関与する団体でないこと。
- (3) 事業者等が住所地の町税等を滞納していないこと。

補助対象経費と補助額

▶補助対象経費

町外において、浪江ブランド品の風評被害払拭に資する事業のうち地域物産展、観光キャンペーン、地域復興イベント等に出席する際に要するもので、第三者等に委託していないもの

物産展等の出展費用

物産展等の出展に係る交通費(上限は1kmあたり25円)、宿泊費(上限は1泊1名11,800円)、物品輸送費等

物産展等の出展のために臨時的に雇用された者に係る人件費

▶補助額

一事業者当たり年間上限20万円（同業者組合や団体等が関わる活動については年間上限40万円）

補助対象経費の2分の1（千円未満切捨）

補助金受領までの流れ **事業期間開始前に事前申請しないと受けられませんのご注意ください。**

